

資料 2

令和3年度 第3回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 議 資 料

個人情報を取り扱う事務の委託についての諮問

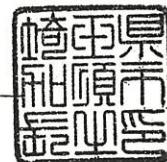
写

加須市個人情報保護に係る事務処理についての諮問書

加生発第717号
令和4年1月12日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長様

加須市長 大橋良



個人情報保護に係る事務処理に關し、加須市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求める。

記

1 個人情報保護に係る事務処理の区分

個人情報を取扱う事務の委託に準じる

2 濟問内容

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る事務処理にあたり、個人情報を含む申請内容の確認やデータ入力作業について、市の事務処理軽減と効率化を図るため、派遣労働者に行わせる。

3 所管課

生活福祉課

1 個人情報を取り扱う事務を市の機関以外のものに委託することについての諮問
(第 11 条第 1 項関係)

所管課：生活福祉課

| 業務委託の内容 | 業務委託の開始年月日 | 取り扱う個人情報 | 個人情報保護措置 |
|--|-------------------|------------------------------|--|
| 個人情報を含む申請内容確認やデータ入力作業 <業務を行わせる者> アデコ株式会社 | 令和 4 年 2 月 1 日 | ・住所 ・氏名 ・生年月日 ・口座番号 | 契約に際し、「加須市個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護に関する事項を規定する。 なお、アデコ株式会社は、一般社団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) より、個人情報の適切な取扱いをしている事業者に付与される「プライバシーマーク」の使用認定を受けている。 |

【取扱いに関する条例の規定】

・条例第 11 条第 1 項

「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を市の機関以外のものに委託するときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、個人情報の適切な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付について

福祉部生活福祉課

コロナ禍における生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を給付

■ 事業名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

■ 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。

■ 予算の概要

(1) 納付概要

| 給付対象者 | ① 住民税非課税世帯（プッシュ型） 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。 | ② 家計急変世帯（申請型） ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯 |
|-------|--|--|
| 給付額 | 1世帯当たり10万円 | |
| 周知方法 | 対象世帯へ確認書送付 | ホームページ、SNS、窓口等 |
| 確認書送付 | 令和4年2月10日 | — |
| 受付開始 | 令和4年2月14日 | 令和4年2月1日 |
| 給付開始 | 令和4年2月16日 | 令和4年2月4日 |

(2) 予算の内訳

| 区分 | 内容 | 金額 |
|-----|--|-------------|
| 事業費 | 10万円×11,400世帯（非課税世帯）=1,140,000千円 10万円×800世帯（家計急変世帯）= 80,000千円 ※国のモデル試算例により推計 | 1,220,000千円 |
| 事務費 | システム構築、人件費、郵送料、消耗品等 | 40,469千円 |

■ 予算要求額 1,260,469千円 【国庫補助金あり】

〔財源内訳〕 国：1,260,469千円（補助率10/10）

子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付）

労働者派遣基本契約書

(以下「甲」という)とアデコ株式会社(以下「乙」という)とは、乙がその雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という)に基づき、甲に派遣するにあたり、次のとおり労働者派遣基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (総則)

- 本契約は、乙が労働者派遣法及び本契約に基づき、乙の雇用する労働者(以下「派遣労働者」という)を甲に派遣するための基本的条件を定めたものであり、次条の規定に基づき締結する個別の労働者派遣個別契約(紹介予定派遣を含む。以下、「派遣個別契約」という)及び覚書等名称を問わず本契約に基づき締結される全ての契約(以下「派遣個別契約」とあわせて「付随契約」という)に適用されるものとする。尚、付随契約において本契約と異なる内容を定めた場合、又は齟齬がある場合には、付随契約の定めが本契約に優先して適用される。
- 甲及び乙は、本契約及び付随契約を履行するにあたり、労働者派遣法、その他関係諸法令、派遣先が講ずべき措置に関する指針及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等を遵守するとともに、派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保に努めるものとする。

第2条 (派遣個別契約)

甲及び乙は、労働者派遣法及び同法施行規則等の定めに基づき、労働者派遣に関して甲乙が合意した細目を記載した派遣個別契約書を締結する。派遣個別契約は通知形式によるものも含み、通知書が相手方に到着後1週間以内に異議申し立てがない場合は、派遣個別契約は有効に締結されたものとみなす。

第3条 (料金)

- 甲は、派遣個別契約に基づく派遣業務(以下「業務」という)の対価として、乙に対し派遣料金を支払うものとする。派遣料金は業務の内容及び技量によりその都度派遣個別契約により定めるものとする。尚、派遣労働者の就業が時間外労働、深夜労働、休日労働に及ぶ場合において、派遣個別契約に割増料金の定めがある場合は当該定めに従って算出される割増料金を、又は派遣個別契約に定めがない場合は労働基準法に基づき算定される割増料金を、乙は甲に請求することができるものとする。
- 本契約又は派遣個別契約の締結後であっても、法令の改正、経済情勢、諸経費の変動等があった場合は、派遣個別契約の期間中といえども、甲乙協議の上派遣料金を改定することができるものとする。
- 甲の従業員の労働争議、その他甲の責に帰すべき事由により派遣労働者を業務に従事させることができない場合は、甲は乙に対し、派遣労働者による業務は行われたものとして派遣個別契約に基づく派遣料金を支払うものとする。
- 甲は、当月分の派遣料金の総額を翌月末日までに乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。ただし、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日までに振り込むものとする。尚、振込手数料は甲の負担とする。

第4条 (派遣労働者の特定を目的とする行為の制限)

甲は、派遣個別契約を締結するに際し、乙に対して事前面接の依頼、派遣労働者の履歴書及び職務経歴書の送付要請、身元調査の要請、年齢又は性別の限定、派遣労働者の指名等、労働者派遣法にて禁止をされている派遣労働者を特定することを目的とする行為をしてはならない。また乙は、これらの行為に協力してはならない。但し、派遣労働者が派遣就業先の見学を目的として、自らの判断の下に派遣就業開始前に甲事業所を訪問する場合、履歴書及び職務経歴書を送付する場合はこの限りではない。

第5条 (派遣労働者の交替)

- 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき甲の業務処理方法に従わない場合、服務規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低い場合のいずれかであって、かつ労働者派遣の目的を達し得ない場合には、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善を要請することができる。当該要請にもかかわらず改善が見込まれない場合には、甲は乙に対し派遣労働者の交替を要請することができる。
- 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、又は派遣労働者の交替等適切な措置を講ずるものとする。
- 派遣労働者の傷病その他やむを得ない理由がある場合には、乙は甲に通知の上、派遣労働者を交替させることができる。

第6条 (紹介予定派遣)

- 紹介予定派遣にかかる派遣個別契約に基づき、乙が派遣労働者を甲に紹介し、雇用契約が成立した場合には、甲は、乙に対して紹介手数料を支払うものとし、紹介手数料及び支払い方法等については、甲乙協議のうえ、別途覚書を締結するものとする。尚、甲と派遣労働者との間で雇用契約が成立した後においては、当該派遣労働者の退職等理由の如何を問わず、甲は乙に対して紹介手数料の減額、返還を請求できないものとする。

第7条 (雇用の禁止)

- 甲は、派遣個別契約期間中において、派遣労働者を甲又は甲の関連会社等に雇用する旨の勧誘又は雇用して

(案)

(Adecco Group/Adecco/20220101)

- はならないものとする。ただし、本条第2項に定める手続に基づく場合はこの限りでない。
2. 甲又は甲の関連会社が、派遣個別契約期間中に派遣労働者を雇用することを希望する場合、又は派遣個別契約期間中において当該派遣個別契約終了後に雇用することを希望する場合には、予め乙の承諾を得るものとし、甲乙及び派遣労働者の三者合意の下、当該派遣個別契約を終了させるとともに、当該派遣労働者に関する職業紹介の手続を取り、甲は乙に紹介手数料を支払うものとする。

第8条 (派遣個別契約期間中の中途解除等)

1. 甲は、甲の責に帰すべき事由により、派遣個別契約の期間満了前に派遣個別契約の解除を行おうとする場合には、乙の同意を得ることはもとより、労働者派遣法及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の規定に従い派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。
2. 甲は、派遣個別契約の期間満了をもって派遣個別契約を終了させる場合には、乙に対し少なくとも当該派遣個別契約の期間満了日の30日前までにその旨の予告を行うものとする。当該予告が30日に満たない場合には、甲は、30日前の日から当該予告の日までの日数分の派遣料金を乙に支払う、又は派遣期間の延長をしなくてはならない。尚、派遣個別契約の契約期間が30日に満たない場合にはこの限りではない。

第9条 (損害賠償)

派遣労働者が業務の遂行にあたり、乙又は派遣労働者の故意又は重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は甲に対して、当該事由により直接かつ現実に甲に生じた損害（逸失利益を含まない）を賠償する責任を負う。ただし、派遣労働者に対する指揮命令（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む）その他甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。また、甲又は乙の負担すべき損害賠償の額は、いかなる場合も当該派遣個別契約において定められた当該派遣労働者に係る派遣料金の総額（当該派遣個別契約が、その存続期間が満了するまで存続した場合に、当該派遣個別契約に基づき甲が乙に対して支払うべき派遣料金の合計額をいう）を超えないものとする。

第10条 (機密保持)

1. 甲及び乙（以下、本条において「受領者」という）は、本契約に関し相手方（以下「開示者」という）より開示を受けた情報、業務の遂行により知り得た情報、及び成果物等（機密情報が含まれている一切の媒体を含むものとし、以下、総称して「機密情報」という）を、機密として保持するものとし、開示者の事前の書面による同意を得た場合を除き、これらを第三者に開示、漏洩、提供し又は使用させてはならないものとする。
2. 受領者は、機密情報を機密として保持するために必要な措置を講ずるものとし、自己の役員及び従業員に本契約に基づき受領者に課されていると同様の機密保持義務を遵守させるものとする。
3. 受領者は、機密情報について、パスワードの設定、施錠等の適切な管理方法によりアクセス制限措置を講ずるものとする。
4. 受領者は、機密情報への不当なアクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が生じ、又は生じたことが疑われた時は、開示者に対して直ちに連絡の上、開示者の合理的な指示に従い対策を講じるものとする。
5. 受領者は、機密情報を本契約以外の目的に利用してはならないものとする。
6. 派遣個別契約の期間が満了し、あるいは本契約が解除された場合、受領者は開示者に対し、速やかに機密情報及びその複製物を引渡し、又は、受領者の責任で破棄する等して、その後一切保持しないものとする。
7. 機密情報が、次のいずれかに該当する場合、本条の規定は、適用されないものとする。
 - (1) 受領者が機密情報を取得したときにおいて、既に公知であったもの。
 - (2) 受領者が機密情報を取得した後、受領者の責に帰すべからざる事由により公知となったもの。
 - (3) 開示につき開示者の事前の書面による承諾のあったもの。
 - (4) 受領者が、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手したもの。
 - (5) 本契約に違反することなく、開示の時点で受領者が既に保有していたもの。
 - (6) 相手方の機密情報を利用することなく、受領者が独自に入手又は開発したもの。
8. 本条第1項の規定にかかわらず、受領者は、法令、金融商品取引所の規則又は裁判所その他の官公庁の決定若しくは命令に基づく義務又は要求に従うために必要な限度で、機密情報を第三者に開示することができる。その場合、受領者は開示者に対し、速やかに（可能な限り事前に）その旨通知するものとする。
9. 開示者は、受領者に対して、合理的な範囲で、受領者の本条の遵守状況やこれに関する内部監査内容等について、報告を求めることができるものとする。この場合、受領者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならないものとする。
10. 本条は、本契約終了後もなおも有効に存続するものとする。

第11条 (個人情報の取扱い)

1. 甲及び乙は、業務上知り得た相手方の有する、特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）について、「個人情報の保護に関する法律」ほか関連法規及び関係省庁が作成した適用がある個人情報保護に関するガイドライン（以下「個人情報保護関連法令等」という）を誠実に遵守し、個人情報取扱事業者に要求される適正な取扱いを図るものとする。
2. 甲及び乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、個人情報保護関連法令等において許容された場合を除き、当該個人情報を第三者に提供し、又は漏えいさせてはならない。
3. 甲及び乙は、業務上知り得た個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
4. 本条は、本契約終了後もなおも有効に存続するものとする。

第12条 (在宅勤務の取扱い)

甲は、事前に乙に書面により通知し承諾を得た上で、派遣労働者に在宅勤務をさせることができる。この場合において、甲は、業務遂行にあたり新たに必要となる情報通信機器、ソフトウェア等は、原則として甲の費用負担と責任において派遣労働者に貸与し、労働時間管理及び業務遂行に関する指示が行えるよう、適切な措置を講じるものとする。尚、在宅勤務における業務遂行において損害が発生した場合は、本契約第9条に定めに従い解決するものとする。

第13条 (現金、有価証券等の取扱い)

甲は、事前に乙に書面により通知し承諾を得た上で、甲の責任及び負担の下、業務遂行上必要な範囲で、派遣労働者に現金、有価証券又はその他高額な商品等の貴重品（以下「現金等」という）の取扱いをさせることができるものとする。尚、これに伴い発生した事故等について、乙は甲及び第三者に対し第9条の規定にかかわらず、現金等の紛失、盗難、滅失、毀損等についての責任を負わないものとする。

第14条 (出張の取扱い)

1. 甲は、事前に乙に書面により通知し承諾を得た上で、派遣労働者を出張させることができる。この場合、出張旅費、日当その他の費用に関しては、甲の定める規程に基づき甲が直接派遣労働者に精算するものとする。甲に出張に係る定めがない場合又は直接精算しない場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
2. 派遣労働者の出張中は、派遣個別契約に定めた所定労働時間を就業したものとみなす。ただし、派遣労働者の就業が甲の指揮命令により時間外労働、深夜労働、休日労働に及ぶ場合は、当該時間を加えた時間を就業時間とする。

第15条 (日本国外への派遣)

1. 派遣労働者が概ね1か月を超えて日本国外に所在する事業所その他の施設において派遣就業する場合（以下「海外派遣」という）は、海外派遣に係る費用負担、派遣労働者の災害補償、処遇、及びレート計算等について甲乙間で協議の上、別途書面で定めるものとする。また、海外派遣において甲が講ずべき措置等を乙に通知するものとする。
2. 乙は、海外派遣について、あらかじめ海外派遣届出書を乙の事業所を所轄する労働局経由で厚生労働大臣に届け出るものとする。

第16条 (業務用車両の利用)

1. 甲は、事前に乙に対して書面により通知した上で、甲の責任及び負担の下、業務遂行上必要な範囲で甲が所有又は使用している車両（以下「業務用車両」という）を派遣労働者に使用させることができる。
2. 甲は、業務用車両について必要十分な保険を付保するものとし、業務用車両の利用に伴い発生した事故等については甲の責任と負担により解決するものとする。尚、当該事故等に関して乙は甲及び第三者に対し第9条の規定にかかわらず、損害賠償の責任を負わないものとする。

第17条 (知的財産権の帰属)

1. 派遣労働者が甲の業務従事中に行った職務発明、職務考案、職務意匠、職務著作（プログラムを含む）、その他の知的財産権（以下総称して「発明等」という）は、すべて甲に帰属し、甲の所有とする。
2. 派遣労働者が行った発明等が特許法第35条（準用されている実用新案法第11条、意匠法第15条を含む）の職務発明に該当する場合には、甲が特許（実用新案登録・意匠登録を含む）を受ける権利を当然に取得又は承継し、この権利の帰属に伴う派遣労働者への補償金の取扱いも含めて甲の定める職務発明取扱い規程に従うものとし、乙は派遣労働者がこれに同意するよう努めるものとする。
3. 乙は、第1項の職務著作を作成した派遣労働者に対して、当該著作物に係る著作者人格権を行使させてはならない。

第18条 (期限の利益の喪失)

甲又は乙が次の各号の一にでも該当する場合には、相手方に対するすべての債務は、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて支払うものとする。

- (1) 本契約又は付随契約の義務の全部又は一部につき不履行又は違反があり、相手方からの催告後30日が経過するも、当該義務の全部又は一部の履行をせず又は違反を是正しないとき。
- (2) 差押、仮差押、競売若しくは租税滞納処分を受け、又は破産、会社更生、民事再生その他法的倒産手続の申立てがあるとき。
- (3) 信用状態が悪化し、又は悪化の恐れがあると相手方が認めたとき。
- (4) 営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議（法令に基づく解散も含む）をしたとき、あるいは清算又は内整理の手続に入ったとき。
- (5) 手形又は小切手を不渡りとしたとき、又はその他支払停止状態に至ったとき。
- (6) その他各号に準ずる行為があったとき。

第19条 (履行の停止、即時解除)

甲又は乙が前条各号に掲げる事由の一にでも該当する場合、相手方は何らの通知、催告なしに、直ちに本契約又は付随契約の全部又は一部について履行を停止し、あるいは契約を解除して、当該事由によって生じた損害の賠償を請求できるものとする。

(案)

(Adecco Group/Adecco/20220101)

第20条 (反社会的勢力の排除)

- 甲及び乙は、本契約締結時において、自己（自己の代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 甲及び乙は、本契約に関する相手方に対して以下の行為を行わないことを確約する。
 - 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - 偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合又は前項の規定に違反した場合には、催告その他の手続を要することなく本契約を即時解除することができる。
- 甲及び乙は、前項に基づき本契約を解除した場合、当該相手方に損害が発生したとしても当該損害を賠償する責任を負わない。

第21条 (協議事項)

本契約に定めなき事項又は本契約の事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙双方誠意をもって協議し、決定するものとする。

第22条 (有効期間)

- 本契約は、本契約の締結日より令和4年3月31日まで有効とする。
- 甲乙間で過去に締結済みの労働者派遣基本契約（以下「旧契約」という）がある場合は、本契約の締結日をもって旧契約は無効とする。
- 本契約の有効期間が満了した場合であっても、派遣個別契約についてはその有効期間中は効力を維持し、その限度で本契約及び付随契約が適用される。

第23条 (残存条項等)

本契約の終了後といえども、第9条、第10条、第11条、第17条、第22条、第24条及び本条の規定はその効力を失わないものとする。

第24条 (合意管轄)

本契約、及び付随契約の成立・効力・履行及び解釈については日本国法に準拠する。本契約及び付随契約に関する紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所のいずれかを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙署名又は記名押印の上各1通を保有、又は本書の電磁的記録を作成し甲乙電子署名を施し各自その電磁的記録を保有するものとする。

年 月 日
甲

乙
東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル
アデコ株式会社
代表取締役社長 川崎 健一郎

加須市個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第5 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の返還)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法による。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(事実の公表)

第12 受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

(その他)

第13 受注者は、前第1から第12までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。